基安発 0821 第２号
令和８年８月 21 日

別記団体の長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
（　公　印　省　略　）

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年９月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

あわせて、政府においては、いわゆる「攻めの予防医療」を進めることによって、健康寿命の延伸を図り、社会保障の担い手の拡大に取り組むこととしています。このため、職域においても疾病の早期発見・早期治療の取組の強化を図っていく必要があります。

本年度の強化月間については、下記を重点事項として強化月間の取組を実施することとしておりますので、趣旨をご理解の上、別添１のリーフレットを活用する等、傘下団体・企業に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

１　一般健康診断

（１）一般健康診断の実施、医師からの意見聴取及び事後措置等の実施の徹底

健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底すること。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施すること。

併せて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 89 号）及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和８年厚生労働省告示第 204 号）に基づき令和９年４月より施行される一般健康診断項目への血清クレアチニン検査の追加等についても周知を行うこと（別添２及び別添３）。

（２）一般健康診断結果の記録の保存、労働基準監督署への報告の徹底

一般健康診断結果の記録について、個人情報の管理に配慮した上で、５年間保存すること。

安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添４のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨すること。

なお、一般定期健康診断の結果報告等、別添４で示されている手続きについては、令和７年１月より電子申請が義務化されているため、リーフレットの活用等により改めて周知を行うこと。

（３）一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成８年健康診断結果措置指針公示第１号、平成 29 年４月 14 日最終改正）を十分に考慮して行うこと。

（４）小規模事業場における留意事項

１（１）、（２）及び（３）については、労働者数 50 人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組む必要があるので、留意すること。

また、一般的に小規模事業場における定期健康診断、事後措置等及び保健指導の実施率が低いことを考慮し、これらの取組が確実に実施されるよう周知を行うこと。その際、平成 30 年３月 29 日付け基安労発 0329 第３号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」に示している通り、地域産業保健センターにおいて労働者数 50 人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、必要に応じてその利用を勧奨すること。

（５）地域保健との連携（コラボヘルス）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・特定保健指導と連携すること。加えて、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業と連携すること。

事業者が、高確法第 27 条第３項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和５年７月 31 日付け基発 0731 第１号保発 0731 第４号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。

さらに、令和３年６月 11 日に健保法が改正され、令和４年１月より、特定健康診査の対象とならない 40 歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられている。

以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添１のリーフレットの活用等により、改めて周知を行うこと。

（６）外国人労働者に関する留意事項

外国人労働者を雇用する事業者等に対して、外国語に基づく問診を行うなど労働者に配慮し、健診機関と必要な調整を図るよう周知を行うこと。

（７）派遣労働者の健康診断

派遣労働者の健康診断に関する措置義務については、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意すること。

ア　派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

イ　派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存状況、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ　派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行うこと。

（８）個人事業者等に関する留意事項

「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和６年５月 28 日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知を行うこと。

２　ストレスチェック制度の適切な実施等

健康診断の実施及び事後措置等の実施に係る重点事項と併せて、以下のストレスチェック制度の適切な実施等についても周知を行うこと。

（１）ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進（別添５）

（２）令和７年の労働安全衛生法の改正による労働者数 50 人未満の事業場に対するストレスチェック実施義務化（施行日は令和 10 年４月１日）の周知（別添６及び別添７）

３　健康保持増進措置等の適切な実施

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第１号、令和８年２月 10 日最終改正。以下「THP 指針」という。）等を踏まえ、以下を含めた取組の推進を行うこと。

（１）事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく措置

ア　THP 指針の事業場外資源としての地域資源の活用について、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成 17 年３月策定、令和元年９月改訂）に基づく取組の周知

イ　THP 指針の運動の習慣化等による健康保持増進について、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力つくり強調月間」（※１）（毎年 10 月１日～31 日）、スポーツの日（毎年 10 月の第２月曜日）及び「Sport in Life 推進プロジェクト」（※２）の周知

ウ　THP 指針の労働者の高齢化を踏まえた取組について、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（令和８年高年齢者の労働災害防止のための指針公示第１号）に基づく取組の周知

エ　労働者に対する後述のがん、女性の健康課題、歯科疾患、骨粗鬆症及び眼科疾患等の疾病予防や疾病の早期発見等に係る健康教育の実施

（２）職場におけるがん検診の推進

ア　健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診を勧奨（※３）

イ　特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添８、別添９及び別添 10 のリーフレットを活用した周知

ウ　「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成 30 年３月策定）を参考にしたがん検診の実施

エ　がん検診の機会の提供や事業場の実態に合わせた受診に向けた配慮の実施

・事業者自ら又は医療保険者と連携して実施する健康診断の機会を活用したがん検診の受診機会の提供

・労働者の居住する市町村において実施されている健康増進法に基づく検診の受診勧奨及び受診のための休暇の付与等

オ　別添 11 のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知

（３）女性の健康課題に関する理解の促進

ア　令和８年４月 28 日付け基発 0418 第 14 号・保発 0428 第８号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づき、一般健康診断問診票（令和２年 12 月 23 日付け基発 1223 第５号・保発 1223 第１号別紙の別添１）の項目に女性特有の健康課題に係る質問が追加されていることを踏まえ、３（３）オに示すマニュアル等を活用して、女性の健康課題に係る対応等の周知

イ　別添 12 のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知

ウ　令和８年４月１日より「事業主行動計画策定指針」（平成 27 年内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第１号）において、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に当たっては、職場における女性の

健康上の特性に係る取組が行われることが望ましい旨が示されたことに伴う取組促進に向けた周知（※４）

エ　企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」（※５）や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」（※６）の活用

オ　「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル～健診機関向け～」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」の周知（※７）

カ　「転倒災害防止対策の推進について」（令和５年５月 19 日付け基安発 0519 第４号）及び別添 13 の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨

（４）口腔の健康の保持増進

ア　「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」（令和７年７月１日付け基安労発 0701 第１号）別紙２の歯科早期受診勧奨リーフレット（※８）を活用した歯科受診勧奨

イ　労働安全衛生法に基づく一般健康診断等に併せた、簡易検査ツールを活用した簡易な口腔スクリーニングを行う簡易歯科検診（※９）等の取組の推進

（５）眼科検診等の実施の推進

ア　アイフレイルチェックリスト（※10）や６つのチェックツール（※11）を活用した眼のセルフチェックの推進

イ　転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40 歳以上の従業員に対し、別添 14 のリーフレットを活用した眼科検診（※12～14）の周知

ウ　「労働者に対する眼科受診勧奨について（協力依頼）」（令和８年７月 13 日付け基安労発 0713 第３号）別添の眼科検査の実施や眼科早期受診勧奨リーフレット（別添 15 及び別添 16）を活用した眼科検査の実施や眼科受診勧奨

４　職場環境に起因する疾病の防止の推進

（１）騒音障害防止のための取組の推進

ア　騒音作業のある事業場に対しては、「騒音障害防止のためのガイドライン」（令和５年４月 20 日付け基発 0420 第２号）に基づき、健康診断結果に基づく労働者の聴力レベルに応じた聴覚保護具の使用等の就業上の措置がなされるよう当該ガイドラインの周知を行うこと。

イ　聴覚保護具については、当該ガイドラインに準じることはもとより、個別の作業実態に応じて聴覚保護具を使用することによる遮音により、他の労働災害の発生の恐れが生じないよう、聴覚の保護と業務の遂行を両立できるような聴覚保護具についても、必要に応じ周知を行うこと。

（２）職場における感染症に関する理解と取組の促進

感染病に関する理解と取組の促進に向けて、以下について周知を行うこと。

ア　「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成 23 年５月 16 日策定、令和４年３月７日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等

イ　「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成７年２月 20 日策定、平成 22 年４月 30 日改訂）に基づく取組

ウ　「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和４年４月 20 日付け基安労発 0420 第１号）等に基づく抗体検査の機会の提供等

５　治療と仕事の両立支援の周知

令和７年の労働施策総合推進法の改正により、令和８年４月１日から、事業主に対し、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じる努力義務が課されたこと等を踏まえ、リーフレットの配布等により、以下について周知を行うこと。

ア　改正法及び「治療と就業の両立支援指針」（令和８年厚生労働省告示第 28 号）の周知（別添 17）

イ　産業保健総合支援センターによる制度導入支援等の利用勧奨(別添 18)

ウ　「両立支援コーディネーター基礎研修」の受講勧奨（別添 19）

エ　治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の改定（令和８年度改定）（別添 20）

（※１）体力つくり国民運動（「体力つくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm
（※２）Sport in Life 推進プロジェクト
https://sportinlife.go.jp/
（※３）がん検診普及啓発ポスター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html
（※４）改正女性活躍推進法等のポイント（最終ページ参照）
https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001663919.pdf
（※５）働く女性の心とからだの応援サイト
https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/
（※６）女性の健康推進室ヘルスケアラボ
https://w-health.jp/
（※７）女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル～健診機関向け～
https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001634192.pdf
女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～
https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001634193.pdf
（※８）歯科早期受診勧奨リーフレット
https://www.jda.or.jp/occupational_health/doc/early-medical-examination-leaflet.pdf
（※９）令和８年度　職域における生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業
https://www.nttdata-strategy.com/newsrelease/event/shika-support202607/
歯科健診等のあり方等に関する検討会 中間とりまとめ
https://www.mhlw.go.jp/content/10804000/001731816.pdf
（※10）アイフレイルチェックリスト
https://www.eye-frail.jp/checklist/
（※11）６つのチェックツール：
https://www.eye-frail.jp/checklist/tenken/
（※12）眼科検診に関する情報：
https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html
（※13）眼底検査に関する情報：
https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html
（※14）緑内障に関する情報：
https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/glaucoma.html

別記

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
一般社団法人日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国中小企業団体中央会
全国商工会連合会
日本労働組合総連合会
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本眼科医会
公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会
公益社団法人全国労働衛生団体連合会
一般社団法人日本総合健診医学会
公益財団法人結核予防会
公益財団法人日本対がん協会
公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本病院会
公益財団法人予防医学事業中央会
公益財団法人産業医学振興財団
公益社団法人日本産業衛生学会
独立行政法人地域医療機能推進機構
独立行政法人労働者健康安全機構
一般社団法人日本人材派遣協会

都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合連合会
国民健康保険中央会